総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第20号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例(平成17年総社市条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正	前
別表第3(第2条関係)			別表第3(第2条関係)	
事務の種別	手数料を徴収す る事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収す る事務	手数料の金額
1~45 略			1~45 略		
46 建築基準法第	略		46 建築基準法第	略	
85条 <u>第6項</u> の規定			85条 <u>第5項</u> の規定		
に基づく許可に			に基づく許可に		
関する事務			関する事務		
47 建築基準法第	略		47 建築基準法第	略	
85条第7項の規定			85条第6項の規定		
に基づく許可に			に基づく許可に		
関する事務			関する事務		
48~59 略			48~59 略		
60 建築基準法第	略		60 建築基準法第	略	
87条の3 <u>第6項</u> の			87条の3 <u>第5項</u> の		

改 正 後	改 正 前
規定に基づく許	規定に基づく許
可に関する事務	可に関する事務
61 建築基準法第 略	61 建築基準法第 略
87条の3 <u>第7項</u> の	87条の3 <u>第6項</u> の
規定に基づく許	規定に基づく許
デルスに生ってい 可に関する事務 62~69 略	可に関する事務 62~69 略

別表第5 (第2条関係) 事務の種別

MANU (MUNCH	/	
事務の種別	手数料を徴収す	手数料の金額
	る事務	
1 長期優良住宅の	(1) 住宅の品質	ア略
普及の促進に関す	確保の促進等	イ 共同住宅等(共同住宅,長
る法律(平成20年	に関する法律	屋その他の一戸建ての住宅以
法律第87号) 第5条	(平成11年法	外の住宅をいう。以下同じ。)
第1項から第5項ま	律第81号) 第5	(長期優良住宅の普及の促進
での規定による長	条第1項の規	に関する法律第5条第1項に規
期優良住宅建築等	定による登録	定する区分所有住宅(以下「区
計画(以下「長期	住宅性能評価	分所有住宅」という。)を除
優良住宅建築等計	機関(以下「登	く。以下この表において同
画」という。)の	録住宅性能評	じ。) 床面積(当該申請に
認定の申請(<u>4の項</u>	価機関」とい	係る住宅が属する一の建築物
に掲げる申請を除	う。)が交付	の床面積をいう。以下この項
く。)に関する事	する同法第6	から <u>4の項</u> まで, <u>5の項(2),</u>
務(住宅を新築す	条の2第5項に	6の項 (2) 及び7の項 (2) に
る場合に限る。)	規定する確認	おいて同じ。)の区分に応じ、
	書若しくは同	それぞれ次に定める額を当該
	項に規定する	建築物における認定の申請に
	住宅性能評価	係る住戸の数で除して得た額
	書又はこれら	(その額に100円未満の端数
	の写し <u>(以下</u>	を生じたときは、これを切り
	「確認書等」	捨てた額)

別表第5 (第2条関係)

74 15 17 14 = 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	<u></u>	
事務の種別	手数料を徴収す	手数料の金額
	る事務	
1 長期優良住宅の	(1) 住宅の品質	ア略
普及の促進に関す	確保の促進等	イ 共同住宅等(共同住宅,長
る法律(平成20年	に関する法律	屋その他の一戸建ての住宅以
法律第87号)第5条	(平成11年法	外の住宅をいう。以下同じ。)
第1項から第5項ま	律第81号) 第5	(長期優良住宅の普及の促進
での規定による長	条第1項の規	に関する法律第5条第1項に規
期優良住宅建築等	定による登録	定する区分所有住宅(以下「区
計画(以下「長期	住宅性能評価	分所有住宅」という。)を除
優良住宅建築等計	機関(以下「登	く。以下この表において同
画」という。)の	録住宅性能評	じ。) 床面積(当該申請に
認定の申請(<u>3の項</u>	価機関」とい	係る住宅が属する一の建築物
に掲げる申請を除	う。)が交付	の床面積をいう。以下この項
く。)に関する事	する同法第6	から <u>3の項</u> まで, <u>4の項(2)及</u>
務(住宅を新築す	条の2第5項に	<u>び5の項 (2)</u> において同じ。)
る場合に限る。)	規定する確認	の区分に応じ、それぞれ次に
	書 <u>(以下「確</u>	定める額を当該建築物におけ
	認書」とい	る認定の申請に係る住戸の数
	<u>う。)</u> 若しく	で除して得た額(その額に100
	は同項に規定	円未満の端数を生じたとき
	する住宅性能	は、これを切り捨てた額)
	評価書 <u>(以下</u>	

改正		改 正 前
<u>という。)</u> の 提出があった 場合の認定申 請に対する審 査	(ア)~(ク) 略 ウ 略	「住宅性能評 (ア)~(ク) 略 価書」という。)又はこれらの写しの提出があった場合の認定申請に対する審査
(2) <u>確認書等</u> の 提出がなかっ た場合の認定 申請に対する 審査	略	恒 (2) <u>確認書及び</u> 住宅性能評価 <u>書並びにこれらの写し</u> の提 出がなかった 場合の認定申 請に対する審 査
2 長期優良住宅建 築等計画の認定の 申請(4の項に掲げ る申請を除く。)(1) 確認書等の 提出があった 場合の認定申 請に対する審 で関する事務(住	ア 一戸建ての住宅 <u>1万8,700</u> <u>円</u> イ及びウ 略	2 長期優良住宅建 (1) 確認書又は ア 一戸建ての住宅 18,700円 第等計画の認定の申請(3の項に掲げ出があった場合の認定申請に関する事務(住に対する審査
宅を増築又は改築 (2) <u>確認書等</u> の	ア 一戸建ての住宅 7万400円 イ 共同住宅等 床面積の区分 に応じ、それぞれ次に定める 額を当該建築物における認定 の申請に係る住戸の数で除し て得た額(その額に100円未満 の端数を生じたときは、これ を切り捨てた額) (ア)500㎡以内のもの 16万 5,700円 (イ)500㎡を超え、1,000㎡以	でありに限る。) (2) 確認書及び で 一戸建ての住宅 7万400円 で 大の写しの提出がなかった 場合の認定申請に対する審査 で 一戸建ての住宅 7万400円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 16万5,700円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以

改正	後	改正	前
3 長期優良住宅の 普及の促進に関す る法律第5条第6項 及び第7項の規定 による長期優良住 宅維持保全計画の 認定の 認定の 認定の 認定の 認定の 認定の 認定の 認定	内のもの 26万5,300円 (ウ) 1,000㎡を超え,3,000㎡ 以内のもの 52万4,300円 (エ) 3,000㎡を超え,5,000㎡ 以内のもの 93万9,200円 (オ) 5,000㎡を超え,10,000㎡以内のもの 161万4,800円 (カ) 10,000㎡を超え,20,000㎡以内のもの 298万7,800円 (オ) 20,000㎡を超え,30,000㎡以内のもの 426万9,000円 (ナ) 20,000㎡を超えるもの 522万9,700円 ウ 区分所有住宅 イの(ア)からに応じ、それぞれに定める額 アー戸建ての住宅 1万8,700円 イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれに定める額を当該建築物にの数では、おりたいにの場では、その額に100円未満の場を生じたの端数を生じた初いである。第一手はである。第一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		内のもの 26万5,300円 (ウ) 1,000㎡を超え,3,000㎡ 以内のもの 52万4,300円 (エ) 3,000㎡を超え,5,000㎡ 以内のもの 93万9,200円 (オ) 5,000㎡を超え,10,000 ㎡以内のもの 161万4,800円 (カ) 10,000㎡を超え,20,000 ㎡以内のもの 298万7,800円 (キ) 20,000㎡を超え,30,000円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 522万9,700円 ウ 区分所有住宅 イの(ア)から(ク)までの床面積の区分に応じ,それぞれに定める額

内のもの 5万6,700円 (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡ 以内のもの 9万4,600円 (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡ 以内のもの 15万1,900円 (オ) 5,000㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの 23万2,000 円 (カ) 10,000㎡を超え、20,000 ㎡以内のもの 39万4,300 円 (キ) 20,000㎡を超え、30,000 ㎡以内のもの 49万9,400 円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 56万7,000円	改 正	後	改 正	前
(2) 確認書等の ア 一戸建ての住宅 7万400円 提出がなかっ イ 共同住宅等 床面積の区分 た場合の認定 申請に対する 額を当該建築物における認定 の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満 の端数を生じたときは,これを切り捨てた額) (ア) 500 ㎡以内のもの 16万 5,700円	(2) 確認書等の 提出がなっ た場合の認定 申請に対する	内のもの 5万6,700円 (ウ) 1,000㎡を超え,3,000㎡ 以内のもの 9万4,600円 (エ) 3,000㎡を超え,5,000㎡ 以内のもの 15万1,900円 (オ) 5,000㎡を超え,10,000㎡以内のもの 23万2,000円 (オ) 10,000㎡を超え,20,000㎡以内のもの 39万4,300円 (カ) 10,000㎡を超え,30,000㎡以内のもの 49万9,400円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 56万7,000円 ウ 区分所有住宅 イの(ア) から(ク) 表れぞれに定める額 ア 一戸建ての住宅 7万400円イ 共同住宅等 床面積の区分にある。額 ア 一戸住宅等に表れに定める額で得たる住戸の数でにおけるで除して得たるは(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)(ア) 500㎡以内のもの 16万	改 正	前

改正後	改正前
改 正 後	改正前
から (ク) までの床面積の区 分に応じ, それぞれに定める 額 <u>4</u> 略	<u>3</u> 略
5長期優良住宅の 普及の促進に関す る法律第8条第1項 の規定による認定 長期優良住宅建築 等計画(同法第9条 第1項に規定する 認定長期優良住宅建 建築等計画をい う。以下同じ。) 	4長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項 名法律第8条第1項 の規定による認定 伊第6条第1項 第1号に掲げ等計画(同法第9条 第1項に規定する 部分の認定長期優良住宅建築等計画をいる。以下同じ。) 変更の認定の申 音、以下同じ。) の変更の認定の申 情(6の項及び7の 評価機関が交略

	改正				改	Œ.	前
項に掲げる申請を 除く。)に関する 事務(住宅を新築	<u>書等</u> の提出が なかった場合 の変更の認定			<u>項</u> に掲げる申請を 除く。)に関する 事務(住宅を新築	<u>付する</u> 当該 更の内容に る確認書及	係	
する場合に限る。)	申請に対する審査			する場合に限る。)	住宅性能評 書並びにこ	呼価 これ	
					<u>らの写し</u> の 出がなかっ 場合の変更	った	
	(2) その他の変	ア 略			認定申請に する審査 (2) その他の		ア 略
	更の場合の認	イ 共同住宅等 床面積の区分			更の場合の)認	イ 共同住宅等 床面積の区分
	定申請に対す る審査	に応じ、それぞれ次に定める 額に2分の1を乗じて得た額を 当該建築物における変更の認			定申請に対 る審査] 9	に応じ、それぞれ次に定める 額に2分の1を乗じて得た額を 当該建築物における変更の認
		定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未					定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未
		満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)					満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
		(ア)~(カ) 略 (キ) 20,000㎡を超え,30,000					(ア)~(カ) 略 (キ) 20,000㎡を超え,30,000
		㎡以内のもの 33万2,900 円					㎡ <u>が</u> 以内のもの 33万 2,900円
		(ク) 略ウ 略					(ク) 略ウ 略
6 長期優良住宅の	(1) 長期優良住	ア略		5 長期優良住宅の	(1) 長期優良		ア略
普及の促進に関す	宅の普及の促	イ 共同住宅等 床面積(当該		普及の促進に関す	宅の普及の	. –	イ 共同住宅等 床面積(当該
る法律第8条第1項	進に関する法	申請に係る住宅が属する一の		る法律第8条第1項	進に関する		申請に係る住宅が属する一の
の規定による認定	律第6条第1項	建築物の床面積のうち当該変		の規定による認定	律第6条第1		建築物の床面積のうち当該変
長期優良住宅建築	第1号に掲げ	更に係る部分の2分の1(床面		長期優良住宅建築	第1号に掲	-	更に係る部分の2分の1(床面
等計画の変更の認	る基準に係る	積の増加する部分にあって		等計画の変更の認	る基準に係		積の増加する部分にあって
定の申請(<u>8の項</u> 及	部分の認定長	は,当該増加する部分)の床	$\rfloor \lfloor$	定の申請(<u>6の項</u> 及	部分の認定	長	は,当該増加する部分)の床

	改正			改正	前
び9の項に掲げる	期優良住宅建	面積をいう。) の区分に応じ,	び7の項に掲げ	る 期優良住宅建	面積をいう。) の区分に応じ、
申請を除く。) に	築等計画の変	それぞれ次に定める額を当該	申請を除く。)	に 築等計画の変	それぞれ次に定める額を当該
関する事務(住宅	更について,	建築物における変更の認定の	関する事務(住	宅 更について,	建築物における変更の認定の
を増築又は改築す	当該変更の内	申請に係る住戸の数で除して	を増築又は改築	す 確認書及びそ	申請に係る住戸の数で除して
る場合に限る。)	容に係る確認	得た額 (その額に100円未満の	る場合に限る。)	の写しの提出	得た額(その額に100円未満の
	書等の提出が	端数を生じたときは、これを		がなかった場	端数を生じたときは、これを
	なかった場合	切り捨てた額)		合の変更の認	切り捨てた額)
	の変更の認定	(ア)~(カ) 略		定申請に対す	(ア)~(カ) 略
	申請に対する	(キ) 20,000㎡を超え,30,000		る審査	(キ) 20,000㎡を超え,30,000
	審査	㎡以内のもの 426万9,000			㎡ <u>が</u> 以内のもの 426万
		円			9,000円
		(ク) <u>30,000 ㎡ を超えるもの</u>			(ク) <u>30,000㎡を超えるもの</u>
		522万9,700円			522万9,700円
		ウ 略			ウ略
	(2) その他の変	ア 一戸建ての住宅 9,300円		(2) その他の変	ア 一戸建ての住宅 9,300円
	更の場合の認	イ 共同住宅等 床面積の区分		更の場合の認	イ 共同住宅等 床面積の区分
	定申請に対す	に応じ、それぞれ次に定める		定申請に対す	に応じ、それぞれ次に定める
	る審査	額に2分の1を乗じて得た額を		る審査	額に2分の1を乗じて得た額を
		当該建築物における変更の認			当該建築物における変更の認
		定の申請に係る住戸の数で除			定の申請に係る住戸の数で除
		して得た額(その額に100円未			して得た額(その額に100円未
		満の端数を生じたときは、こ			満の端数を生じたときは、こ
		れを切り捨てた額)			れを切り捨てた額)
		(ア)500㎡以内のもの 3万			(ア) 500㎡以内のもの 3万
		4,300円			4,300円
		(イ) 500㎡を超え,1,000㎡以			(イ) 500㎡を超え,1,000㎡以
		内のもの 5万6,700円			内のもの 5万6,700円
		(ウ)1,000㎡を超え,3,000㎡			(ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡
		以内のもの 9万4,600円			以内のもの 9万4,600円
		(エ)3,000㎡を超え,5,000㎡			(エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡
		以内のもの 15万1,900円			以内のもの 15万1,900円
		(オ)5,000㎡を超え,10,000			(オ) 5,000㎡を超え,10,000

認定申請に対 する審査 (ア)500㎡以内のもの 16万 5,700円 (イ)500㎡を超え、1,000㎡以 内のもの 26万5,300円 (ウ)1,000㎡を超え、3,000㎡ 以内のもの 52万4,300円 (エ)3,000㎡を超え、5,000㎡ 以内のもの 93万9,200円 (オ)5,000㎡を超え、10,000㎡ 以内のもの 93万9,200円 (オ)10,000㎡を超え、10,000㎡ 以内のもの 161万4,800円 円 (カ)10,000㎡を超え、20,000㎡ 以内のもの 298万7,800円 円 (キ)20,000㎡を超え、30,000㎡ 以内のもの 426万9,000円 (ク)30,000㎡を超えるもの 522万9,700円 ウ 区分所存住宅 イの (ア)から (ク)までの床面積 (当 該中請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の当かまるの合いに、当該増加する部分にあっては、当該増加する部分にあっては、当該増加する部分にあっては、当該増加する部分にあっては、当該増加する部分にあっては、当該増加する部分にあっては、当該増加する部分にあっては、当該増加する部分に応じ、それぞれた定める類 (2)その他の変 更の場合の認 アー戸建ての住宅 9,300円 イ 共同住宅等 床面積の区分	改正		改	E E	前
	(2) その他の変更の場合の認	(ア) 500 ㎡以内のもの 16万 5,700円 (イ) 500 ㎡を超え,1,000 ㎡以 内のもの 26万5,300円 (ウ) 1,000 ㎡を超え,3,000 ㎡ 以内のもの 52万4,300円 (エ) 3,000 ㎡を超え,5,000 ㎡以内のもの 93万9,200円 (オ) 5,000 ㎡を超え,10,000 ㎡以内のもの 161万4,800円 (カ) 10,000 ㎡を超え,20,000 ㎡以内のもの 298万7,800円 (オ) 20,000 ㎡を超え,30,000円 (ク) 30,000 ㎡を超え,30,000円 (ク) 30,000 ㎡を超えるもの 522万9,700円 ウ 区分所有住での床面するもの 522万9,700円 ウ 広に係る面積の方の1(床面積をいう。)の医分にある額 変更に係る部分の2分にに定める額 ア 一戸建ての住宅 9,300円 イ 共同住宅等 床面積の区分	改		前

改正	後		改正	前
	当該建築物における変更の認			
	定の申請に係る住戸の数で除			
	して得た額(その額に100円未			
	満の端数を生じたときは、こ			
	れを切り捨てた額)			
	(ア)500㎡以内のもの 3万			
	4,300円			
	(イ)500㎡を超え,1,000㎡以			
	内のもの 5万6,700円			
	(ウ)1,000㎡を超え,3,000㎡			
	以内のもの 9万4,600円			
	(エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡			
	以内のもの 15万1,900円			
	(オ) 5,000㎡を超え,10,000			
	㎡以内のもの 23万2,000			
	円			
	(カ) 10,000㎡を超え,20,000			
	㎡以内のもの 39万4,300			
	円 (大) 20 200 2 + +77 > 20 200			
	(キ) 20,000㎡を超え,30,000			
	㎡以内のもの 49万9,400			
	円 (ク)30,000㎡を超えるもの			
	56万7,000円			
	ウ 区分所有住宅 イの(ア)			
	から(ク)までの床面積の区			
	分に応じ、それぞれに定める			
	額に2分の1を乗じて得た額			
	(その額に100円未満の端数			
	を生じたときは、これを切り			
	捨てた額)			
8 長期優良住宅の 長期優良住宅の	ア 一戸建ての住宅又は共同住	6 長期優良住宅の	長期優良住宅の	ア 一戸建ての住宅又は共同住

_									
	改正	後			改	正	前		
普及の保第8条第2項 では第8条第2項 では第6条第2項 にはまり、 ではまり、 ではまり、 ではまり、 ではまり、 ではまり、 ではまり、 ではまり、 ではまり、 ではまり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	普す第準 の法項す第2項すの を選集の の法では の法では の法では のはに のはに のは のは のは のは のは のは のは のは のは のは	宅等 4の項に定める額と当該申請に係る住宅が属する一の建築物について別表第3の1の項、62の項又は66の項に定める額を当該建築物におるで変更の数で除して得た額(その類で除して得た額を生きは、これを切り捨てた額ときは、これを切り捨てた額・「区分所有住宅」4の項に定める額と当での理策物に可定める額と当での項、62の項とは66の項に定める額を合算した額	る は は は は は は は は る り ま る り ま る り ま る ら る ら れ る ら れ ら れ ら れ ら れ ら れ ら れ ら れ	足第2年第25年第25年第25年第25年第25年第25年第25年第25年第25年第	普す第準条にる条に優計定るの法にる項申ので、後週中ので、日本のの法での事での法でので、日本の法でので、日本の法にも同じる。日本の法にも同じる。日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、	第33司の出司の定建更88い法規が法規長築の条て第定あ第定期等認	ののめ変のにとを一めが別建項る更数100にとを一めが別	 に に に に に に に の に に の に で に で に で で に で で で で で で で で で で	E おいて は で で で で で で で い で で い で で い で で い で で い で で で で の で で で で
<u>9</u> 略		<u>7</u> 略							
<u>10</u> 略		<u>8</u> 略							
<u>11</u> 略			<u>9</u> 略						

附則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。